

指定管理者制度の導入施設について

施設		形態	期間	備考
社会体育施設等	現在	指定管理	R3~R7	
	方針	指定管理	R8~R17	選定委員会実施済み
芽室駅前プラザ	現在	指定管理	R3~R7	
	方針	業務委託	—	
新嵐山スカイパーク	現在	業務委託	R7	
	方針	指定管理	R8~R12	選定委員会実施済み
中央公民館	現在	指定管理	R7~R11	

1 社会体育施設等

住民サービスの向上が期待できるため、引き続き指定管理者制度による管理を継続する。利用料金制を導入しており、指定管理期間を長期とすることで、事業者側も大胆な投資が可能となり、町にも施設利用者の増加などメリットがあることから、指定管理期間を10年間とする。

2 芽室駅前プラザ

施設の所有形態を考慮し、入居者の調整役として同一事業者が指定管理業務を継続してきた。施設の設置目的なども踏まえると自主事業が企画しにくいなど現時点では指定管理によるメリットが生じていない。施設の現状を考慮すると、現在の事業者が管理を担うことが現実的であるため、維持管理業務委託を検討する。

3 新嵐山スカイパーク

安定的な運営を継続するためには有資格者の設置と育成が必要であることから、民間活力の活用により住民サービスの向上と経費節減を図るため、指定管理者制度の導入が必要である。

4 中央公民館

今年度から令和11年度までの指定管理期間で運用しており、次回更新時に指定管理者制度適用の検討を再度行う。